

東京都指定給水装置工事事業者 新規申請のご案内

- ◆ 東京都給水条例の適用される区域内（23区および一部を除く多摩地区）における給水装置の工事は、東京都給水条例第6条第1項により「指定」を受けた者が施行することとなっています。
- ◆ この「指定」を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【指定の申請に必要な書類】

個人	法人	名称	備考
○	○	「【表面】指定給水装置工事事業者指定申請書」 （様式第1）	登記事項証明書（法人）・住民票（個人）等の記載とおりに記入してください。
○	○	「【裏面】指定給水装置工事事業者指定申請書」 （様式第1）	申請する全ての事業所を記載してください。 ※事業所が1か所の場合（本社・本店のみの場合）も記載してください。
○	○	「機械器具調書」（別表）	4種類ありますので、各1個以上の機械器具を記載してください。 型式もしくは性能欄、数量欄も記載してください。
○	○	「誓約書」（様式第2）	指定申請書の表面の「申請者」欄と同様に漏れなく記載してください。
—	○	定款の写し（全ページ）	最新のを添付してください。 内容が変更されている等、現行と異なる場合は、変更を決議した株主総会議事録（写し）を添付いただくか、現行の定款（写し）を御提出ください。
○	○	「給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書」（様式第3）	
○	○	選任する給水装置工事主任技術者の 免状（写し） 又は 技術者証（写し）	選任する主任技術者全員分（申請書の裏面に記載の主任技術者全員分）を添付してください。
△	△	賃貸借契約書又は、 公共料金等の支払証の写し	申請する事業所の所在地が登記事項証明書や住民票に記載のない場合に、添付してください。
○	○	「指定給水装置工事事業者証確認書」	事業者証の発行枚数は1枚です。 2枚以上必要な場合は、新規指定日以降に別途申請してください（1枚当たり2,100円）。

【申請手数料】

9,400円

【その他】

- ・ 指定日までの期間は、申請から2～3か月程度です（指定は毎月下旬）。
- ・ 窓口で提出する場合には新規指定申請書類一式を封筒に厳封してご提出ください。
また、封筒表面に「給水装置工事事業者新規指定書類 在中」とご記載ください。
- ・ 給水管工事事務所及びサービスステーションでは内容に関する説明はできかねます。
質問等がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

【提出先・問い合わせ先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎23階南側 東京都水道局給水部給水課
電話（直通） 03（5320）6434



【申請書類の記入方法】

1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）

		個人	法人
表面	「申請者」欄	「住民票」のとおり記入する（字体も）。	「登記事項証明書」のとおり記入する。
	「役員」欄	記入不要	代表取締役から監査役までの役員全員を記入する。
	「事業の範囲」欄	所得税の確定申告書等を参照して記入する。	登記事項証明書の「目的」欄※1を参照して記入する。
裏面	「事業所の名称・所在地」欄	表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。 また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入する（例：～支店、～営業所 等）。	
	「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄	選任されることとなる※2給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号を記入する。	

※1 登記事項証明書の「目的」欄に、「建設業」「土木工事業」等ではなく、「**管工事業**」「**給排水設備工事業**」「**水道工事業**」といった給水装置に関する事業を行うことが、明確に確認できる項目が記載されている必要があります（御不明な点は、指定事業者担当へ御確認下さい。）。

※2 指定給水装置工事事業者は「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し「選任届」を提出することとされていますが（水道法施行規則第21条第1項）、東京都では指定の申請と併せて「選任届」を提出していただいております。

2 「機械器具調書」（別表）

それぞれの機械器具について、必ず1種類以上記入してください。型式もしくは性能、数量についてもご記入ください。

【注意事項:有効期限】

指定の有効期限は指定日から5年となります（有効期限はお渡しする指定事業者証に記載）。

更新対象の方には、申請方法等に関する書類を事前に郵送いたします。

【参考:指定基準】

1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）関係

東京都の給水区域（武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村および島しょを除く。）について、給水装置工事の事業を行う事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる（予定の）者を置く者であること。

2 「機械器具調書」（別表）関係

国土交通省令で定める次の機械器具を有する者であること。

- ・管の切断器具・・・金切りのこ等
- ・管の加工用具・・・やすり、パイプねじ切り器等
- ・管の接合用具・・・トーチランプ、パイプレンチ等
- ・水圧テストポンプ

3 「誓約書」（様式第2）関係

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・水道法施行規則第二十條の二に規定する精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・東京都指定給水装置工事事業者規程の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・給水装置工事に關し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ・法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの



支店等を追加する場合は、指定事項変更の手続きとなります。
（新規指定ではありませんので注意してください。）

記入例

【表 面】

指定給水装置工事事業者指定申請書

東京都水道局長 殿

申請される日付を記入してください(以下同じ)。

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

住民票・登記事項証明書等の記載どおりに記入してください。

フリガナ
氏名又は名称
郵便番号
住所

カブシキガイシャ オオエドケンセツ
株式会社 大江戸建設
〒163-8001
新宿区西新宿二丁目8番1号

フリガナ
代表者氏名
電話番号

スイドウ タロウ
水道 太郎
03-5321-1111

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ダエウチマリヤ スドウ タロウ 代表取締役 水道 太郎	トマリヤ スドウ ジョウ 取締役 水道 次郎	
カサヤ スドウ サブ 監査役 水道 三郎		
事業の範囲	管工事業	
機械器具の名称、性能及び数量は別表のとおり		

代表取締役から監査役までの役員全員を記入してください(法人のみ)。

「機械器具調書」に記入してください。

添付書類

- ① 誓約書（施行規則様式）
- ② 機械器具調書（別表のとおり）
- ③ 法人の場合：定款
- ④ 指定給水装置工事

※以下水道局使用欄（記入し

受 付	扱
給水課	

個人事業主の方は確定申告書等、法人の方は定款又は登記事項証明書の「目的」欄を参考に記入してください。

※指定の要件として登記事項証明書の「目的」欄に、「建設業」、「土木工事業」等ではなく、「管工事業」、「給排水設備工事業」、「水道工事業」といった、給水装置に関する事業を行うことが明確に確認できる項目が、記載されている必要があります。

・別紙「新規申請のご案内」の記入方法の注意欄を参照してください。

【裏面】

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株) 大江戸建設 神田支店
上記事業所の郵便番号 所在地 電話番号	〒101-0000 千代田区内神田●丁目●番●号 03-5320-XXXX
実際に事業を行おうとする事業所の名称・所在地等を記入してください(表面の「申請者」と同じでも記入する。)	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水道 太郎 水道 次郎	12345 67890
<p>「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」を参考に記入してください。 ※「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」と同一となります。</p>	

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の郵便番号 所在地 電話番号	〒
上記事業所 る給水装置	免状の交付番号
<p>上記以外にも事業を行いたい支店・営業所がある場合はこの欄に記入してください。</p>	

別 表

記入例

機 械 器 具 調 書

〇〇年 〇〇月 〇〇日 現在

種 類	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管 の 切 断 用	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150 mm用)	1	
	パイプ万力		1	
	バリ取り工具		1	
管 の 加 工 用	パイプベンダー	1/2~1 1/4 吋	2	
	やすり	中目	5	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
接 合 用	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13~100 mm	1	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P (手動式)	1	

- ・ 上記はあくまで参考ですので、これ以外のものでも結構です。
- ・ 各「種類」ごとに、最低1つ以上の機械器具を有することが必要です。
- ・ 数量も漏れのないよう記載してください。
- ・ 型式、性能も可能な限り記載をお願いします。

(注) 「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別に記入すること。

記入例

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・水道法施行規則第二十条の二に規定する精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・東京都指定給水装置工事事業者規程の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・給水装置工事に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ・法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの

〇〇月 〇〇日

申請者

氏名又は名称 株式会社 大江戸建設
住 所 新宿区西新宿二丁目8番1号
代表者氏名 水道 太郎

施行規則様式第1「指定給水装置工事事業者指
定申請書」の表面の「申請者」欄と同じです。

東京都水道局長 殿

記入例

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

東京都水道局長 殿

〇〇年 〇〇月 〇〇日

氏名又は名称	株式会社 大江戸建設
届出者 住所	新宿区西新宿二丁目8番1号
代表者氏名	水道 太郎
電話番号	03-5321-1111

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任の届出をします。
解任

※新規申請の場合、この欄は記入しないでください。

指 定 番 号	第 号
給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株) 大江戸建設
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号 選任・解任の年月日
水道 太郎	12345
水道 次郎	67890

「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」の写しを添付してください。
 ※ 新規申し込みの場合、「指定給水装置工事事業者指定申請書」【裏面】と同一になります。

受 付 事 業 所	扱 者

記入例

指定給水装置工事事業者証確認書

下記の記載内容を事業者証に表示します。

指定番号	第 号
氏名又は名称	(株)〇〇建設 表示しない場合は、以後に法人の代表者変更があっても証の再交付が不要となります。
代表者の氏名	水道 太郎 代表者を <input checked="" type="checkbox"/> 表示する。 <input type="checkbox"/> 表示しない。 (※法人の場合のみ記入)

- (注)・ 事業者証には、指定番号・氏名又は名称・代表者の氏名・指定年月日・有効期限を表示します。
- ・ 法人の場合は、代表者氏名の表示の有無を選択できますので、「代表者の氏名」欄 に を付けてください。